

2020年4月3日
全国港湾19発第80号
港運同盟発20-第12号

一般社団法人 日本港運協会
会 長 久 保 昌 三 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 日 吉 正 博



新型コロナウイルス感染拡大と「緊急事態」等への対応に関する緊急申入れ

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大が深刻の度を増しています。政府や各自治体は、不要不急の外出自粛や、いわゆる3密(密閉空間・密集場所・密接場面)を避ける要請を強めています。一方、感染防止対策に当たって、医療機器や必要物資を含む貨物、或いは、国民経済を下支えするための内外貿易貨物が迅速且つ確実に輸送(移送)されることが不可欠と考えます。したがって、不安全な労働を拒否する権利があることを前提にしつつも、感染リスクに晒されながら働かざるを得ない港湾労働者の安全確保を一義とし、港湾運送事業の社会的役割を発揮するために、緊急の対策とその速やかな実施が重要です。

したがって、下記の通り申し入れますので、早急に対応されるよう要請します。

記

1. 港湾労働者の安全確保について

- (1) 通勤及び就労時におけるウイルス感染防止のために、マスクなど適切な感染防具の配備を行うこと。
- (2) 手洗い・うがいなどの感染予防対策の徹底を加盟店社に周知するとともに、そのための環境・施設を整えるよう周知すること。
- (3) 発熱症状がある場合には、直ちに健康診断と治療が受けられるよう諸条件を整えること。そのための通院等による欠勤は有給とし、賃金カットは行わないこと。また、この場合に当該労働者の不利益扱いを禁ずること。
- (4) 通勤/就労/退勤の日常全過程における、ウイルス感染リスクの回避・緩和・対処方

法に関する手順を、事業所単位・地区(港)単位で確立するよう措置すること。

2. 「緊急事態宣言」が発出等の場合における港湾運送事業の安定的継続について

- (1) 事態に対する港湾運送事業の対処方法について具体化した「ガイドライン」を策定するよう政府に求め、それに沿った対応を行うこと。
- (2) 緊急事態に名を借りた、また、経済悪化などを理由とするなど、如何なる場合も、賃金カットなどの労働条件の切り下げ、解雇などの雇用調整は行わないこと。
- (3) 感染不安が渦巻く中で就労せざるを得ない、このような状況だからこそ、現場を鼓舞し、就労意欲を喚起するためにも、20 春闘産別要求や個別賃上げ要求に誠意ある回答を準備し、しかるべき時期に回答すること。
- (4) 世界と日本経済の悪化による事業見通しの困難さを克服するため、法人税など諸税の減免、社会三保険の事業者負担分の一時的免除、雇用維持のための事業主負担なしの補償措置など必要な措置を政府として担保させること。

3. 課題の具体化と労使の取り組みについて

- (1) 以上の申し入れ内容について、早急に中央港湾団交((形式は要相談)において協議を行い、実行できる施策から直ちに着手すること。
- (2) 上記申し入れの課題にあつて、国交省・厚労省はじめ政府に具体化を求めなければならない施策は、労使共通のものとして要請し、具体化を図ること。

以 上